

山梨県公報

第千五百四十八号

平成十七年

二月二十一日

月 曜 日

目次

告 示

道路の区域変更(六件)……………七三
 道路の供用開始(四件)……………七四
 都市計画の変更……………七五

公 告

落札者等の決定について……………七六
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七六
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………七六
 土地改良区役員の退任及び就任……………七七

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………七八
 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………八〇
 平成十七年度自動車等の運転免許試験等の実施……………九三

告 示

山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年二月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 身延本栖線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
---	---	----------	-----------------	------------------

南巨摩郡身延町大字身延字東合三四九四番の一地先から南巨摩郡身延町大字身延字東合三四一一番の一地先まで

新	旧
一〇・〇〇 一一・一〇〇	五・五〇 一七・〇〇
三六〇・〇〇	三六〇・〇〇

山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葺崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

南アルプス市大字藤田字橋詰二二九六番地先から南アルプス市大字藤田字双柳二二七三番地先まで

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	旧	一一・七〇 一五・八〇	一一・七〇 五八・八〇	一〇六・五〇 一〇六・五〇

山梨県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町大字井出字大下八六〇番の 一地从先から 南巨摩郡南部町大字井出字岡田谷戸一二九 七番の一地从先まで	七・五	八・一	二〇・七	七四二・五
	二〇・七	四二・二		
			七・五	七四二・五
			二〇・七	

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八代芦川三珠線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡三珠町大字三帳字水上二六四番の 一地从先から 西八代郡三珠町大字三帳字大西八九番の一 七地先まで	八・九	一〇・九	二五・七	七六・八
	二五・七	二五・四		
			一〇・九	七六・八
			二五・四	

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三五八号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡上九一色村大字梯字割畑四七四番 の一地从先から 西八代郡上九一色村大字梯字西平一〇三六 番地先まで	一七・三	二一・五	二九・六	一七七・〇
	二九・六	三八・七		
			一七・三	一七七・〇
			二九・六	

山梨県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 袖口塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東山梨郡牧丘町大字城古寺字鶴巻四三六番 の一地从先から 東山梨郡牧丘町大字城古寺字鶴巻四二七番 の三地先まで	六・〇	九・四	一〇・一	三六・三
	一〇・一	一一・一		
			六・〇	三六・三
			一〇・一	

山梨県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	敷島田富線	甲斐市大字富竹新田字西耕地一九二番の三地先から 甲斐市大字富竹新田字西耕地一八六番の二地先まで	九六・〇	平成十七年 二月二十一日

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葎崎櫛形豊富線	南アルプス市大字藤田字村東一四八〇番地先から 南アルプス市大字藤田字白井土井三三四九番の二地先まで	七二・〇	平成十七年 二月二十一日

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	万力小屋敷線	山梨市大字上神内川字下川原一五二一番の二地先から 山梨市大字上神内川字一丁田二二一番の二地先まで	四六四・二	平成十七年 二月二十一日

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場線	山梨市大字上神内川字栗塚二二三〇番の九地先から 山梨市大字上神内川字栗塚九番の三地先まで	二六六・五	平成十七年 二月二十一日

山梨県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類
 - 甲府都市計画工業団地造成事業
 - （甲府南部工業団地造成事業）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分
縦覧場所

三 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年二月二十一日

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

行政情報ネットワーク用パソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十六年十二月二十日

四 落札者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社 東京都千代田区岩本町二丁目九番七号

五 落札金額

月額四百四十二万三千八百六十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年十一月八日

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十七年二月二十一日

一 申請のあった年月日

平成十七年一月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 1 名称 特定非営利活動法人 災害・防災ボランティア未来会
- 2 代表者の氏名 山下博史
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市上小河原町千五百十六番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、災害被災者に対し、救援・救護活動を行い、また平時においては、災害に関する研修事業等により一人でも多くの尊き人命を救い、全ての人々が安心、安全を享受できる社会をつくる事を目的とする。
縦覧期間 平成十七年二月一日から同年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発工事中のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年二月二十一日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市上吉田字熊穴四三五六の八、四三五六の九、四三五六の三三、四三五六の三四、四三五六の三五、四三五六の三六、四三五六の三七、四三五六の三八、四三五六の三九、四三五六の四〇、四三五六の四一、四三五六の四二、四三五六の四三、四三五六の四四、四三五六の四五、四三五六の四六、四三五六の四七、四三五六の四八、四三五六の四九、四三五六の五〇、四四一三の三、四四一三の九及び四四一三の一〇の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
公園	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士河口湖町船津九十八番一号 有限会社フロスジャパン 取締役 柏木修

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発工事中のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

塩山市西広門田字村北四五八の一、四六四の二、四六四の四及び四六四の五並びに同市下於曾字扇田一四四七の一、一四五〇の一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五六、一四五七、一四五七の二、一四五八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三の二、一四七四の一、一四七五の一、一四七五の三、一四七六、一四七七、一四七七の二、一四七七の三、一四七八の一、一四八〇の三、一四八一及び一四八二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市德行一丁目二番十八号 株式会社才ギノ 取締役社長 荻野寛二

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年二月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	長久保勝典	甲斐市宇津谷八三四三番地一	平成十七年一月三十一日
同	雨宮 民三	同 竜地六四七三番地	同
同	小泉 忠二	北杜市明野町三之蔵九五四番地	同
同	久保寺正一	葦崎市岩下六四〇番地	同
同	長坂 昭男	同 上ノ山三八〇七番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	土橋 正矩	甲斐市宇津谷四九〇〇番地	同
同	保坂 守夫	葦崎市穂坂町長久保三四二番地	同
同	飯室 秀彦	甲斐市葦蒲沢七六六番地二	同
同	小林喜美男	同 一一五六番地	同
同	中村 淳造	同 団子新居一四三九番地	同
同	山野 憲明	同 竜地六五六四番地	同
監事	藤原 義房	葦崎市岩下五九三番地二	同
同	保坂 茂雄	同 穂坂町上今井一四七〇番地	同
同	中澤 伸一	甲斐市大袋二七二三番地	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	石川 正明	甲斐市竜地六六二番地	平成十七年二月一日
同	小泉 教人	北杜市明野町三之蔵九八〇番地	同
同	藤原 義房	葦崎市岩下五九三番地二	同
同	竹内 亮一	同 上ノ山九二五番地	同
同	長久保 修	甲斐市宇津谷八〇一八番地	同
同	小林 幸美	同 五一一番地	同
同	猪股 誠	葦崎市穂坂町上今井九四七番地	同
同	中村 喜幸	甲斐市葦蒲沢一二六七番地	同
同	飯室利比古	同 七九四番地	同
同	中村 美穂	同 団子新居一四五六番地一	同

別表第4の4(第18条の3関係)

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する基準

方式	講習科目	講習細目	指導内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターによる模擬体験をすることにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。〔運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。〕	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技・実車	4 ケーススタディ(交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。〔運転シミュレーターを用いて行うことができる。〕	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追越し及び追越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
合 計				3

別表第四の五を次のように改める。

別表第4の5 削除

附則

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十七年二月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

二八六	甲府市荒川一丁目八番三三三号先 （都市計画道路路市道愛宕町下条線と市道長松寺荒川線と市道の十字路交差点）	荒川一丁目	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
-----	---------------------------------------------------------	-------	------------------------

二八六	甲府市荒川一丁目八番三三三号先 （都市計画道路路市道愛宕町下条線と市道長松寺荒川線と市道の十字路交差点）	荒川一丁目	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
二八七	甲府市塩部二丁目六番九号先（県道甲府昇仙峡線（都市計画道路塩部町開国橋線）と市道朝日塩部線と市道愛宕町下条線の十字路交差点）	甲府工業高校 西	平成一七年二月二二日 告示第七号

一六〇	南アルプス市西南湖四、一七二番地先（県道一軒茶屋荊沢線と市道西南湖八号線との十字路交	西南湖	平成一六年一〇月二五日 告示第八三三号
-----	--------------------------------------------	-----	------------------------

差点)

一六〇	南アルプス市西南湖四、一七二番地先（県道一軒茶屋荊沢線と市道西南湖八号線との十字路交差点）	西南湖	平成一六年一〇月二五日 告示第八三三号
一六一	南アルプス市在家塚一、五八七番地先（国道五二号甲西道路と県道今諏訪北村線との十字路交差点）	在家塚北	平成一七年二月二二日 告示第七号
一六二	南アルプス市百々二、八二四番地先（国道五二号甲西道路と市道白根三号線との十字路交差点）	百田保育所東	平成一七年二月二二日 告示第七号
一六三	南アルプス市野牛島二、四四七番地先（国道五二号甲西道路と県道甲斐芦安線との十字路交差点）	野牛島西	平成一七年二月二二日 告示第七号
一六四	南アルプス市在家塚二、四〇四番地先（国道五二号甲西道路と市道白根一級幹線一五号線との十字路交差点）	フルーツライ ン立体	平成一七年二月二二日 告示第七号
一六五	南アルプス市野牛島三、〇四七番地先（国道五二号甲西道路と市道一六三三号線との十字路交差点）	湧暇李の里西	平成一七年二月二二日 告示第七号
一六六	南アルプス市野牛島一番地先（国道五二号甲西道路と市道六九号線との十字路交差点）	湧暇李の里北	平成一七年二月二二日 告示第七号

二二	東八代郡八代町南四三二番地の	八代町役場前	四九・一二・三〇
----	----------------	--------	----------

二二	一先(県道塩山市川大門線と町道との交差点)		
二二	東八代郡石和町市部一、一五四番地先(国道四一一号と県道白井河原八田線と町道六八号線との十字路交差点)	石和警察署北	平一・二・四・一三 告示 第二二号

二二	笛吹市八代町南四三一番地の一先(県道塩山市川大門線と市道との交差点)	八代支所前	平成一七年二月二日 告示第七号
二二	笛吹市石和町市部一、一五四番地先(国道四一一号と県道白井河原八田線と市道六八号線との十字路交差点)	笛吹警察署北	平成一七年二月二日 告示第七号

五五	東八代郡境川村藤袋二、三〇八番地の一先(県道鷲宿中道線と農道との十字路交差点)	境川役場前	平一〇・四・三〇 告示 第二二号
----	-----------------------------------------	-------	---------------------

五五	笛吹市境川町藤袋二、三〇八番地の一先(県道鷲宿中道線と農道との十字路交差点)	境川支所前	平成一七年二月二日 告示第七号
----	----------------------------------------	-------	--------------------

五〇	東山梨郡春日居町加茂一八七番地の一五先(県道下神内川石和停車場線と町道との五差路交差点)	春日居町役場 東	六三・二・二九 告示 第六号
----	----------------------------------------------	----------	-------------------

五〇	笛吹市春日居町加茂一八七番地の一五先(県道下神内川石和停車場線と市道との五差路交差点)	春日居支所東	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------------------------------	--------	--------------------

七〇	市道春日、裏通り線	甲府市中央一丁目一番二一先(トム商店)から甲府市中央一丁目二一番七号先(藍沢証券)まで(三五〇メートル)	車両(病院、駐車、場利用、車を除く。)	平日八時から二時、日曜、休日十時から二時まで	甲府 四九・七・一五七号
----	-----------	------------------------------------------------------	---------------------	------------------------	--------------

七〇	市道春日裏通り線	甲府市中央一丁目一番二一先(トム商店)から甲府市中央一丁目二一番七号先(藍沢証券)まで(三五〇メートル)	車両(駐車、場利用、車を除く。)	平日八時から二時、日曜、休日一時から二時まで	甲府 平成一七年二月二日 告示第七号
----	----------	------------------------------------------------------	------------------	------------------------	-----------------------

一四三	市道	塩山市上於曾一、三八三番地先(三省堂)から塩山市上於曾一、二四七番地先(旧日向本店)まで(四一九メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	七時から九時まで、五時から十七時まで	塩山 四九・四・一一六号
-----	----	-------------------------------------------------------	---------------	--------------------	--------------

一四三	市道	塩山市上於曾一、三	大型自動車	七時か	塩山 平成一七年二月二
-----	----	-----------	-------	-----	-------------

に改める。
別表第三中

	八三番地先(三省堂)から塩山市上於曾一、〇三五番地先(若宮八幡宮前)まで(三三九メートル)	自動車、大型特殊自動車	ら九時まで及び一五時から一七時まで	一日 告示第七号
--	-----------------------------------------------	-------------	-------------------	-------------

に改める。
別表第四中

四九一	市道都留文科 大学駅前通り線	都留市田原二丁目六四二番地二先(都留文科大学駅前ロータリー道路)(三三五メートル)	車両	車両進行 ロータリー 一東から南、南から西を經て北へ終日	都留 平成一六年一月二〇日 告示第一〇三三号
-----	-------------------	-------------------------------------------	----	------------------------------------	------------------------------

を

四九一	市道都留文科 大学駅前通り線	都留市田原二丁目六四二番地二先(都留文科大学駅前ロータリー道路)(三三五メートル)	車両	車両進行 ロータリー 一東から南、南から西を經て北へ終日	都留 平成一六年一月二〇日 告示第一〇三三号
四九二	県道北富士 見線	北巨摩郡小淵沢町二、九六九番地二先(馬術競技場入口交差点左折導流部)(七メートル)	車両	車両進行 南から西へ終日	長坂 平成一七年二月二日 告示第七号

に改める。
別表第五中

二二〇	市道山梨市駅前広場	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅前広場タクシー)	北進する車両	終日	日下部 平成一六年一月二〇日 告示第一〇三三号
-----	-----------	------------------------------	--------	----	-------------------------------

線
プール西側)

二二〇	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅前広場タクシープール西側)	北進する車両	終日	日下部 平成一六年二月二〇日 告示第一〇三三号
-----	------------	-----------------------------------	--------	----	-------------------------------

に改める。
別表第六中

二二二	市道愛宕町下条線	甲府市荒川二丁目三番一八号先(荒川二丁目交差点西側)	東進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府 平成一七年二月二日 告示第七号
二二三	市道愛宕町下条線	甲府市荒川二丁目三番二一号先(荒川二丁目交差点東側)	西進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府 平成一七年二月二日 告示第七号

を

二二三	県道甲府市川大門線	中巨摩郡田富町布施二、四五九番地先(町立田富小学校東側)	南進する車両(軽車除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府 平成一七年二月二日 告示第七号
二二四	市道	甲府市朝気二丁目一四番一先(市立東小学校南東角丁字路交差点)	東進する車両(軽車除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府 平成一七年二月二日 告示第七号

に改める。
別表第六中

四七三	市道山梨市上神内川七一	西進する	終日	日下部 平成一六年二月二日
-----	-------------	------	----	------------------

梨市駅前広場線	番地の四先（飯田方前）	る車両		月二〇日 告示第一〇三号
---------	-------------	-----	--	-----------------

四七三 市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川七一番地の四先（飯田方前）	西進する車両	終日	日下部 平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-------------------	----------------------	--------	----	------------------------------

四七四 市道愛宕町下条線	甲府市荒川二丁目三番一八号先（荒川二丁目交差点西側）	東進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府 平成一七年二月二一日 告示第七号
-----------------	----------------------------	-------------------	----	---------------------------

四七五 市道愛宕町下条線	甲府市荒川二丁目三番二一号先（荒川二丁目交差点東側）	西進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府 平成一七年二月二一日 告示第七号
-----------------	----------------------------	-------------------	----	---------------------------

四七六 県道甲府市川大門線	中巨摩郡田富町布施二、一、二番地先（町立田富小学校東側）	北進する車両（軽車両を除く）	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府 平成一七年二月二一日 告示第七号
------------------	------------------------------	----------------	------------------	----------------------------

四七七 市道	甲府市朝氣三丁目二番二号先（市立東小學校南東角丁字路交差点）	西進する車両（軽車両を除く）	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府 平成一七年二月二一日 告示第七号
-----------	--------------------------------	----------------	------------------	----------------------------

に改める。
別表第十中

四、四八三 県道中	甲斐市長塚一八番地の一先（長塚中交差点）	三	甲府 平一・二・一 告示第一〇号
四、四四八 国道一三九号（富士見バイパス）	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先（愛染通り交差点）	四	富士吉田 平成一七年二月二一日 告示第七号
四、四四八 国道一三九号（富士見バイパス）	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先（下吉田東小東交差点）	四	富士吉田 平成一二年二月二八日 告示第五四号
四、三三七 国道一四〇号	西八代郡三珠町大塚四二〇番地の一先（大塚工業団地入口交差点）	一	市川 平成一七年二月二一日 告示第七号
四、三三七 国道一四〇号	西八代郡三珠町大塚四二〇番地の一先（町道本村新道線との丁字路交差点）	一	市川 平一〇・四・三〇 告示第二二号

<p>下条甲 府線 塚中交差点)</p> <p>二二日 告示第七号</p>	<p>四、四九五 国道 四二一 号 (亀岡一方東側)</p> <p>一 塩山 平一・二・一 五 告示 第一〇号</p>	<p>四、四九五 国道四 一一号</p> <p>三 塩山 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>四、五二九 県道 甲府昇 仙峡線</p> <p>三 甲府 平一・八・三 〇 告示 第三七号</p>	<p>四、五二九 削除</p> <p>甲府 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>四、六一九 国道 一三九 号(富士 見バス イパス)</p> <p>四 富士 吉田 平成一二年二 月二八日 告示 第五四号</p>
-----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>四、六一九 国道一 三九号 (富士 見バス)</p> <p>四 富士 吉田 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>五、〇九二 町道南 裏線</p> <p>一 上野 原 平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号</p>	<p>五、〇九二 市道南 裏線</p> <p>一 上野 原 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>五、〇九三 市道愛 宕町下 条線(画 道路計 画道路)</p> <p>三 甲府 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>五、〇九四 市道愛 宕町下 条線(画 道路計 画道路)</p> <p>三 甲府 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>五、〇九五 県道甲 府昇仙 峡線(画 道路計 画道路 開国橋 線)</p> <p>四 甲府 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五、一〇四	五、一〇三	五、一〇二	五、一〇一	五、一〇〇	五、〇九九	五、〇九八	五、〇九七	五、〇九六
道一三 級市	見線 杜富士 県道北	路) 甲西道 国道五 二号(路) 甲西道 国道五 二号(路) 甲西道 国道五 二号(路) 甲西道 国道五 二号(路) 甲西道 国道五 二号(路) 甲西道 国道五 二号(線 業学校 前通り
笛吹市御坂町下野原四〇番地先 (下野原諏訪神社北交差点)	北巨摩郡小淵沢町一〇、二六六番地一先(馬術競技場入口交差点北側)	南アルプス市野牛島一番地先(湧暇李の里北交差点)	南アルプス市野牛島三、〇四七番地先(湧暇李の里西交差点)	南アルプス市在家塚二、四〇四番地先(フルーツライン立体交差点)	南アルプス市野牛島二、四四七番地先(野牛島西交差点)	南アルプス市百々二、八二四番地先(百田保育所東交差点)	南アルプス市在家塚一、五八七番地先(在家塚北交差点)	甲府市塩部二丁目七番二九号先 (朝日ビル東側)
四	一	三	三	二	四	三	四	一
笛吹 平成一七年二月 二一日	長坂 平成一七年二月 二一日 告示第七号	南アルプ 平成一七年二月 二一日 告示第七号	南アルプ 平成一七年二月 二一日 告示第七号	南アルプ 平成一七年二月 二一日 告示第七号	南アルプ 平成一七年二月 二一日 告示第七号	南アルプ 平成一七年二月 二一日 告示第七号	南アルプ 平成一七年二月 二一日 告示第七号	甲府 平成一七年二月 二一日 告示第七号

五、一一三	五、一一二	五、一一一	五、一一〇	五、一〇九	五、一〇八	五、一〇七	五、一〇六	五、一〇五
国道一 三九号	市道八 八号線	市道八 八号線	線 山勝沼 県道塩	場線 泉停車 石和温 神内川	場線 泉停車 石和温 神内川	場線 泉停車 石和温 神内川	国道一 三七号	道一三 号線
富士吉田市下吉田三、六一二番地先(竹の花交差点)	塩山市上於曾一、二九五番地先(県立産業技術短期大学南西側変則十字路交差点)	塩山市上於曾一、五六六番地一先(横瀬方南側十字路交差点)	塩山市牛奥三、六五四番地先(牛奥共撰所北側交差点)	笛吹市春日居町桑戸一、二三三番地先(金比羅橋東側交差点)	山梨市大野一、五六五番地先(大野桑戸橋東交差点)	山梨市大野二、〇一一番地先(山形一明方南側交差点)	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地の三先(一宮御坂IC南交差点)	笛吹市御坂町金川原一、五六五番地先(金川原中交差点)
四	三	三	二	一	二	二	三	二
吉田 平成一七年二月 二一日	塩山 平成一七年二月 二一日 告示第七号	塩山 平成一七年二月 二一日 告示第七号	塩山 平成一七年二月 二一日 告示第七号	部下 平成一七年二月 二一日 告示第七号	部下 平成一七年二月 二一日 告示第七号	部下 平成一七年二月 二一日 告示第七号	笛吹 平成一七年二月 二一日 告示第七号	笛吹 平成一七年二月 二一日 告示第七号

五、 一一二	五、 一一〇	五、 一一九	五、 一一八	五、 一一七	五、 一一六	五、 一一五	五、 一一四	
町道	国道三 五八号	国道三 五八号	国道一 三九号	国道一 線 山 大 月	国道一 三九号 (富士 見ハイ パス)	国道一 三九号 (富士 見ハイ パス)	国道一 三九号 (富士 見ハイ パス)	(富士 見ハイ パス)
中巨摩郡玉穂町下河東一、〇二 四番地一先(山梨大学医学部南 側丁字路交差点)	甲府市相生二丁目四番一七号先 (相生ビル南西交差点)	甲府市相生二丁目五番一二号先 (玉木ホテル駐車場南西交差点)	大月市七保町瀬戸五五一番地先 (古田方前)	大月市賑岡町浅利一、一二七番 地先(浅利小学校前)	富士吉田市内下吉田五、八四五番 地先(富士見ハイパス北交差点)	富士吉田市内下吉田五、八六七番 地の二先(新宮川橋北交差点)	富士吉田市内下吉田三、九七三番 地の三先(浄化センター入口交 差点)	
二	一	一	一	一	四	三	三	
府 南 甲	甲 府	甲 府	大 月	大 月	富 士 吉 田	富 士 吉 田	富 士 吉 田	
平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	平成一七年二月 二一日 告示第七号	告示第七号

に改める。
別表第十四中

一、 一六	一、 一六	一〇八	一〇八
国道一 山梨 線 下 神 内 川 石 和 温 泉 停 車 場 線	国道一 山梨 線 下 神 内 川 石 和 温 泉 停 車 場 線	市道	削除
笛吹市春日居町熊 野堂四九七番地先 (春日居小学校北 交差点)から山梨 市下石森六〇一番 地の一〇先(山梨 南中西入口交差点 までの両側	東山梨郡春日居町 熊野堂四九七番地 先(春日居小学校 北交差点)から東 山梨郡春日居町桑 戸一、二二六番地 先(笛吹川右岸土 手)までの両側	塩山市上於曾一、 二三四番地先(正 直屋前交差点)か ら塩山市上於曾一 、二九三番地先(「 依田真」方)ま で	
二、 九一〇	一、 一七〇	六五	
車両(原付・けん引を除く。)	車両(原付・けん引を除く。)	車両	
四〇	四〇	三〇	
部下	部下	塩山	
平成一七年二月二 一日 告示第七号	平成一七年二月 一四日 告示第五号	平成一七年二月二 一日 告示第七号	

<p>一、六 二、三</p>	<p>一、六 二、三</p>	<p>一、四 八、三</p>	<p>一、四 八、三</p>	<p>一、六 二、三</p>
<p>市道 留文科 大学 前通 り</p>	<p>市道 留文科 大学 前通 り</p>	<p>市道</p>	<p>町道 三味 堂 村上 線</p>	<p>町道 三味 堂 村上 線</p>
<p>都留市田原二丁目 一三番五号先(南 都留合同庁舎前交 差点)から都留市 田原二丁目一番八 号先(山梨スポー ル)</p>	<p>都留市田原二丁目 一三番五号先(南 都留合同庁舎前交 差点)から都留市 田原二丁目一番八 号先(山梨スポー ル)</p>	<p>甲斐市中下条九一 九番地の一先(中 下条交差点)から 甲府市荒川一丁目 八番三三三号先(荒 川一丁目交差点) までの両側</p>	<p>中巨摩郡敷島町中 下条九一九番地の 一先(中下条交差 点)から中巨摩郡 敷島町長塚一八番 地の一先(長塚中 交差点)までの両 側</p>	<p>中巨摩郡敷島町中 下条九一九番地の 一先(中下条交差 点)から中巨摩郡 敷島町長塚一八番 地の一先(長塚中 交差点)までの両 側</p>
<p>六〇〇</p>	<p>六〇〇</p>	<p>一、五二〇</p>	<p>八四〇</p>	<p>八四〇</p>
<p>車両(けん引を除く)</p>	<p>車両(けん引を除く)</p>	<p>車両(原付・けん引を除く)</p>	<p>車両(原付・けん引を除く)</p>	<p>車両(原付・けん引を除く)</p>
<p>三〇</p>	<p>三〇</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>
<p>都留 平成一六年 二月二〇日 告示第一 〇三号</p>	<p>都留 平成一六年 二月二〇日 告示第一 〇三号</p>	<p>甲府 平成一七年 二月二 日 告示第七 号</p>	<p>甲府 平一 二・一五 告示 第一〇号</p>	<p>甲府 平一 二・一五 告示 第一〇号</p>

<p>四、四五三</p>	<p>四、四二七</p>	<p>四、四二七</p>	<p>三、〇二五</p>	<p>三、〇二五</p>	<p>一、六 二、三</p>	<p>一、六 二、三</p>
<p>町道</p>	<p>削除</p>	<p>市道</p>	<p>市道 下の水 の停車場 線</p>	<p>市道 下の水 の停車場 線</p>	<p>市道</p>	<p>市道</p>
<p>西八代郡三珠町大塚字上河原四</p>	<p>甲府</p>	<p>甲府市塩部二丁目一番六号先 森永内藤牛乳店北側</p>	<p>富士吉田市新倉八五二番地の三 先(下吉田駅東側・西進車両)</p>	<p>富士吉田市新倉八五七番地先旅 館平和館北側</p>	<p>塩山市上於曾一、 二三四番地先(町 屋交差点)から塩 山市赤尾二二四番 地三先(赤尾バイ パスとの丁字路交 差点)までの両側</p>	<p>塩山市上於曾一、 二三四番地先(町 屋交差点)から塩 山市赤尾二二四番 地三先(赤尾バイ パスとの丁字路交 差点)までの両側</p>
<p>市川五六・二・七</p>	<p>平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>甲府 五五・一二・一 二 五九号</p>	<p>富士吉 田 平成一七年二月 二一日 告示第七号</p>	<p>富士吉 田 五三・八・一七 三四号</p>	<p>七二三</p>	<p>七二三</p>
<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>車両(原付・けん引を除く)</p>	<p>車両(原付・けん引を除く)</p>
<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>
<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>塩山</p>	<p>塩山</p>
<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>告示第七号</p>	<p>平成一七年二月二 日 告示第七号</p>	<p>平成一七年二月二 日 告示第七号</p>

別表第十六中
に改める。

				二〇番地の七先（北進する車両）	五号
--	--	--	--	-----------------	----

四、四五三	削除		市川	平成一七年二月二一日	告示第七号
-------	----	--	----	------------	-------

八、七七八	市道 しんや 道線	富士吉田市下吉田二、六九二番地の一先 (株大成富士吉田営業所西側交差点東側・西進車両)	富士吉田	平成一二年二月二八日	告示第五四号
-------	-----------------	------------------------------------------------	------	------------	--------

八、七七八	削除		富士吉田	平成一七年二月二一日	告示第七号
-------	----	--	------	------------	-------

九、〇八五	町道	西八代郡三珠町大塚四二〇番地の一先(国道一四〇号浅利バイパスとの丁字路交差点・北進車両)	市川	平九・三・一〇	告示第一七号
-------	----	----------------------------------------------	----	---------	--------

九、〇八五	削除		市川	平成一七年二月二一日	告示第七号
-------	----	--	----	------------	-------

九、六八三	市道	富士吉田市下吉田三、六一二番地先(武藤浜江方南側・西進車両)	富士吉田	平一一・二・一	
-------	----	--------------------------------	------	---------	--

九、六八四	市道	富士吉田市下吉田三、五八八番地先(武藤浜江方西側・東進車両)	富士吉田	平一一・二・一	告示第一〇号
-------	----	--------------------------------	------	---------	--------

九、六八三	削除		富士吉田	平成一七年二月二一日	告示第七号
九、六八四	削除		富士吉田	平成一七年二月二一日	告示第七号

一〇、一三六	市道 しんや 道線	富士吉田市下吉田二、七〇五番地先 (株大成富士吉田営業所西側交差点西側・東進車両)	富士吉田	平成一二年二月二八日	告示第五四号
--------	-----------------	----------------------------------------------	------	------------	--------

一〇、一三六	削除		富士吉田	平成一七年二月二一日	告示第七号
--------	----	--	------	------------	-------

一〇、七四六	町道三 号線	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇三八番地の一先(玉穂町有地東側・北進車両)	南甲府	平成一六年三月二一日	告示第一六号
--------	-----------	------------------------------------	-----	------------	--------

一〇、七四六	町道三	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇一	南甲府	平成一七年二月	
--------	-----	----------------	-----	---------	--

一五五 号線 ・北進車両)	三番地四先(下河東郵便局南側 ・北進車両)	二二日 告示第七号
---------------------	--------------------------	--------------

一〇、八八三	市道	大月市初狩町下初狩字下川原八〇番地先(源氏橋北詰・北進車両)	大月	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
--------	----	--------------------------------	----	-----------------------

一〇、八八三	市道	大月市初狩町下初狩字下川原八〇番地先(源氏橋北詰・北進車両)	大月	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
--------	----	--------------------------------	----	-----------------------

一〇、八八四	市道 工業 前通 線	甲府市塩部二丁目七番二九号先(朝日ビル東側・北進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	---------------------	-----------------------------	----	---------------------

一〇、八八五	市道	甲府市荒川二丁目八〇九番地先(市道愛宕町下条線との交差点・北進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	------------------------------------	----	---------------------

一〇、八八六	市道	甲府市荒川二丁目一、〇二八番地の一〇先(市道愛宕町下条線との交差点・北進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	-----------------------------------------	----	---------------------

一〇、八八七	市道	甲府市荒川二丁目二三五番地の二先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	--------------------------------------	----	---------------------

一〇、八八八	市道	甲府市荒川二丁目一、〇一二番地先(市道愛宕町下条線との交差点・北進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	--------------------------------------	----	---------------------

一〇、八八九	市道	甲府市荒川二丁目一、〇二一番地の二先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	----------------------------------------	----	---------------------

一〇、八九〇	市道	甲府市荒川二丁目九三番地の三	甲府	平成一七年二月
--------	----	----------------	----	---------

一〇、八九一	市道	先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	二二日 告示第七号
--------	----	-----------------------	----	--------------

一〇、八九二	市道	甲斐市長塚一四八番地の七先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	-----------------------------------	----	---------------------

一〇、八九三	市道	甲斐市長塚一三六番地の一先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	-----------------------------------	----	---------------------

一〇、八九四	市道	甲府市荒川二丁目一、〇一九番地の四先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	----------------------------------------	----	---------------------

一〇、八九五	市道	甲府市荒川二丁目一、〇一九番地の二先(市道愛宕町下条線との交差点・北進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	----------------------------------------	----	---------------------

一〇、八九六	市道	北杜市須玉町大豆生田六七七番地先(深沢牛乳店南側・東進車両)	荊崎	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	--------------------------------	----	---------------------

一〇、八九七	市道	北杜市須玉町大豆生田四九八番地先(植松工務所南側・東進車両)	荊崎	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	--------------------------------	----	---------------------

一〇、八九八	市道	北杜市須玉町大豆生田七三一番地一先(植松光男方北側・南進車両)	荊崎	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	---------------------------------	----	---------------------

一〇、八九九	市道	北杜市須玉町大豆生田七三一番地一先(植松光男方西側・北進車両)	荊崎	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	---------------------------------	----	---------------------

一〇、九〇〇	市道 北 割 玉 山 線	北杜市高根町東井出一、五七三番地一先(山梨県農業試験場西側交差点・北進車両)	長坂	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	-----------------------------	----------------------------------------	----	---------------------

一〇、九〇一	市道北割玉山線	北杜市高根町東井出一、五二八番地二先(山梨県農業試験場西側交差点・南進車両)	長坂	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇二	町道	南巨摩郡増穂町青柳町八五七番地一先(雇用促進住宅北側・東進車両)	鯉沢	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇三	町道	南巨摩郡増穂町青柳町一、七五五番地一先(秋山章治方南側・西進車両)	鯉沢	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇四	町道	南巨摩郡増穂町最勝寺二一七番地一先(堀伝二郎方東側・北進車両)	鯉沢	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇五	町道	南巨摩郡増穂町眷米一、九六七番地一先(深沢進方北東側・北進車両)	鯉沢	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇六	町道	南巨摩郡増穂町眷米一、五〇五番地先(加藤友規方西側・南進車両)	鯉沢	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇七	県道下神内川石和温泉停車場線	山梨市下石森六〇一番地の一〇先(山梨南中西入口交差点・東進車両)	日下部	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇八	県道下神内川石和温泉停車場線	山梨市大野二、〇一一番地先(山形一明方西側・南進車両)	日下部	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九〇九	市道	山梨市大野一、八四八番地の四先(松土琢也方北側・北進車両)	日下部	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一〇	市道	山梨市大野一、七九四番地先(降矢真一方北側・東進車両)	日下部	平成一七年二月二一日	告示第七号

一〇、九一一	県道下神内川石和温泉停車場線	笛吹市春日居町桑戸一、二三三番地先(金比羅橋東側交差点・北進車両)	日下部	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一二	県道塩山停車場大菩薩嶺線	塩山市上於曾一、五六四番地先(横瀬方東側・南進車両)	塩山	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一三	県道塩山停車場大菩薩嶺線	塩山市上於曾一、五六六番地一先(田辺方西側・北進車両)	塩山	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一四	市道	塩山市上於曾一、二九五番地先(県立産業技術短期大学南西角交差点・南進車両)	塩山	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一五	市道	塩山市上於曾一、二六九番地先(県立産業技術短期大学南西角交差点・北進車両)	塩山	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一六	市道	塩山市赤尾二四番地三先(亀岡一方北側丁字路交差点・東進車両)	塩山	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一七	町道	中巨摩郡玉穂町下河東一、七二六番地三先(下河東郵便局南側・南進車両)	南甲府	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一八	町道医大南部五号線	中巨摩郡玉穂町一、七三三番地先(山梨大学医学部南側・北進車両)	南甲府	平成一七年二月二一日	告示第七号
一〇、九一九	町道	中巨摩郡玉穂町一、七〇四番地三先(山梨大学医学部南側・南進車両)	南甲府	平成一七年二月二一日	告示第七号

一〇、九二〇	県道北 富士 見線	北巨摩郡小淵沢町二、九六九番 地二先(馬術競技場入口交差点 左折導流部・北進車両)	長坂	平成一七年二月 二一日 告示第七号
一〇、九二二	町道	南巨摩郡身延町八日市場六七九 番地先(佐田正方東側・東進車 両)	鯉沢	平成一七年二月 二一日 告示第七号

に改める。
別表第十七中

一、二三〇	町道 三味堂 村上線	中巨摩郡敷島町 中下条九一九番 地の一先(中下 条交差点)から 中巨摩郡敷島町 長塚一八番地の 一先(長塚中交 差点)までの両 側	八四〇	車両	終日	甲府 平一・ 二・一五 告示 第一〇号
-------	------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	---------------------------------

一、二三〇	市道	甲斐市中下条九 一九番地の一先 (中下条交差点)から甲府市荒 川一丁目八番三 三号先(荒川一 丁目交差点)ま での両側	一、五二〇	車両	終日	甲府 平成一七 年二月二 一日 告示第七 号
-------	----	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	----	----	---------------------------------------

一、三二七	市道都 留文科 大学駅 前通り 線	都留市田原二丁 目一三番五号先 (南都留合同庁 舎前交差点)か ら都留市田原二 丁目一番八号先	六〇〇	車両	終日	都留 平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号
-------	-------------------------------	----------------------------------------------------------------	-----	----	----	------------------------------------------

(山梨スポーツ 前)までの両側						
--------------------	--	--	--	--	--	--

一、三三七	市道都 留文科 大学駅 前通り 線	都留市田原二丁 目一三番五号先 (南都留合同庁 舎前交差点)か ら都留市田原二 丁目一番八号先 (山梨スポーツ 前)までの両側	六〇〇	車両	終日	都留 平成一六 年一二月 二〇日 告示第一 〇三号
一、三三八	市道	塩山市上於曾一 、二三四番地先 (町屋交差点) から塩山市赤尾 二二四番地三先 (赤尾バイパス との丁字路交差 点)までの両側	七二三	車両	終日	塩山 平成一七 年二月二 一日 告示第七 号

に改める。
別表第十九中

一三五	町道 三味堂 村上線	中巨摩郡敷島町中下条九一九番地 の一先(中下条交差点)から中巨 摩郡敷島町長塚一八番地の一先 (長塚中交差点)までの両側歩道 (八四〇メートル)		甲府	平一・二・一五 告示 第一〇号
-----	------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--	----	-----------------------

一三五	市道	甲斐市中下条九一九番地の一先 (中下条交差点)から甲府市荒川一 丁目八番三三号先(荒川一丁目交 差点)までの両側歩道(一、五二 〇メートル)		甲府	平成一七年二月二 一日 告示第七号
-----	----	------------------------------------------------------------------------------------	--	----	-------------------------

に改める。

別表第三十三中

九六	県道中下条甲府線	中巨摩郡敷島町長塚一八番地の一先（長塚中交差点）	三	平一・二・二五 告示 第一〇号
----	----------	--------------------------	---	-----------------------

九六	県道中下条甲府線	甲斐市長塚一八番地の一先（長塚中交差点）	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	----------	----------------------	---	--------------------

一〇六	国道四一 号	甲府市城東三丁目二番一九号先（中村誠方東側交差点）	一	平成一五年三月三日 告示第一六号
-----	-----------	---------------------------	---	---------------------

一〇六	国道四一 号	甲府市城東三丁目二番一九号先（中村誠方東側交差点）	一	平成一五年三月三日 告示第一六号
一〇七	県道甲府昇仙峡線（都市計画道路路塩部町開国橋線）	甲府市塩部二丁目六番九号先（甲府工業高校西交差点）	四	平成一七年二月二日 告示第七号

四五	県道若草双葉線	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番地先（上今諏訪東）交差点	四	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
----	---------	-----------------------------	---	----------------------

四五	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市上今諏訪六八五番地先（上今諏訪東交差点）	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	------------	----------------------------	---	--------------------

四六	国道五二 号（甲西道路）	南アルプス市在家塚一、五八七番地先（在家塚北交差点）	四	平成一七年二月二日 告示第七号
四七	国道五二 号（甲西道路）	南アルプス市野牛島二、四四七番地先（野牛島西交差点）	四	平成一七年二月二日 告示第七号

一	町道北通り線	西八代郡市川大門町一八〇一番地先（西八代郡農協前交差点）	二	四五三・一一・二二 四四号
---	--------	------------------------------	---	------------------

一	町道北通り線	西八代郡市川大門町一、八〇一番地先（西八代郡農協前交差点）	四	平成一七年二月二日 告示第七号
---	--------	-------------------------------	---	--------------------

四一	県道山梨御坂線	東八代郡一宮町国分一、一六六番地先（四の橋北詰交差点）	一	平成一三年二月二七日 告示第五号
----	---------	-----------------------------	---	---------------------

四一	県道山梨御坂線	笛吹市一宮町国分一、一六六番地先（四の橋北詰交差点）	一	平成一七年二月二日 告示第七号
四二	国道一三七号	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地（三先）一宮御坂IC南交差点	三	平成一七年二月二日 告示第七号

三	市道	山梨市上神内川一三三一番地先（山梨市駅前）	三	五三・一一・二二 四四号
---	----	-----------------------	---	-----------------

三	市道	山梨市上神内川一、一三二番地先 (山梨市駅前交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
---	----	-------------------------------	---	--------------------

四〇	国道一三 九号	富士吉田市上吉田三、八六二番地 の九先(中曽根)交差点	三	平成一四年六月一三日 告示第二九号
----	------------	--------------------------------	---	----------------------

四〇	国道一三 九号	富士吉田市上吉田三、八六二番地 の九先(中曽根交差点)	三	平成一七年二月二日 告示第七号
----	------------	--------------------------------	---	--------------------

四一	国道一三 九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田三、六一二番地 先(竹の花交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------	------------------------------	---	--------------------

四二	国道一三 九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田二、六九二番地 の一先(桜通り交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------	--------------------------------	---	--------------------

四三	国道一三 九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田三、九七三番地 の三先(浄化センター)入口交差点	三	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------	-------------------------------------	---	--------------------

四四	国道一三 九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田五、八六七番地 の二先(新宮川橋北交差点)	三	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------	----------------------------------	---	--------------------

四五	国道一三 九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田五、八四五番地 先(富士見バイパス北交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------	-----------------------------------	---	--------------------

四六	国道一三 九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田三、九四〇番地 先(愛染通り交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	---------------------	-------------------------------	---	--------------------

士見バイパス)
に改める。

●平成十七年度自動車等の運転免許試験等の実施
平成十七年四月から平成十八年三月までの、道路交通法(昭和三十五年法律第五号、以下「法」という。)第八十九条第二項の規定による運転技能の検査(以下「技能検査」という。)及び法第九十七条の規定による運転免許試験(以下「免許試験」という。)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験(以下「一部免除試験」という。)、法第百条の二第二項の規定による再試験(以下「再試験」という。)並びに道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十六号)附則第二条第三項及び第五条第三項又は道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の五の規定による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。
平成十七年二月二十一日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

一 技能検査	検査の種類	検査日	検査場所
	大型自動車免許	毎週水曜日(山梨県の休日 を定める条例(平成元年山 梨県条例第六号)第一条第 一項に規定する県の休日(以 下「休日」という。))及 び平成十八年一月四日を除 く。	山梨県南アルプス市野牛島 一、八二八 山梨県警察本部交通部運転 免許課(山梨県運転免許セ ンター)
	普通自動車免許	毎週火曜日及び木曜日(休 日を除く。)	

二 免許試験
1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(休日)	山梨県南アルプス市野

大型自動車仮免許	及び平成十八年一月四日を除く。）	牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）
普通自動車仮免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許	毎週水曜日、水曜日及び木曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
普通自動車第二種免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許	毎週火曜日、水曜日及び木曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		
大型特殊自動車第二種免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	
牽引第二種免許		

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		
大型特殊自動車第二種免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	
牽引第二種免許		

大型特殊自動車免許	普通自動車第二種免許	普通自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	毎週火曜日、水曜日及び木曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週金曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八
普通自動車第二種免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型特殊自動車第二種免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号
牽引第一種免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

大型自動車免許	普通自動車免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	大型自動車仮免許	普通自動車仮免許
毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八

大型自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市野牛一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番一号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（ 道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。）
普通自動車第二種免許		
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日及び水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛一、八二八 山梨県警察本部交通部
普通自動車仮免許		

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
原動機付自転車免許		
大型自動二輪車免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第二種免許	毎週水曜日（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動車第二種免許		
大型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
普通自動車仮免許		
普通自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

2 書面による審査

普通自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
-----------	---------------	--

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十八年一月四日を除く。）	山梨県南アルプス市野牛島一、八二八
普通自動車免許		山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨
大型特殊自動車免許		県運転免許センター
普通自動二輪車免許		山梨県都留市下谷三丁目二番二号
		山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許の技能試験については、予約制とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番